

○東松山市在宅重度心身障害者手当支給条例

昭和54年9月28日

条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、市内に居住する在宅重度心身障害者（以下「障害者」という。）に在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）を支給することにより、障害者の経済的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例において「障害者」とは、市内に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (2) 療育手帳制度（埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号））による療育手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が（A）若しくはAに該当するもの又は他の地方公共団体の長からこれらに相当する療育手帳の交付を受けている者及び障害の程度について児童相談所の長若しくは知的障害者更生相談所の長が最重度又は重度と判定したもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が1級に該当するもの
- (4) 前3号に掲げる者のほか市長がこれと同程度以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者であると認めたもの
- (5) 前各号に掲げる者のほか特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあると市長が認めたもの

(支給制限)

第3条 手当は、前条で規定する障害者のうち、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第17条第2号及び第26条の2第1号に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第14条第3号に規定する施設に入所している者

(2) 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者。ただし、肢体不自由に係る障害の程度が身体障害者手帳1級若しくは2級に該当する20歳未満の者であって、療育手帳の等級が（A）若しくはAに該当するもの又は障害の程度について児童相談所の長若しくは知的障害者更生相談所の長が最重度若しくは重度と判定したもののうち、人工呼吸器を使用する等医療的介護が必要となる者で、規則で定めるものを除く。

(3) 受給資格の認定時において、住民税が課税されている者

(4) 65歳以上の者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 65歳に達する日の前日において第5条の規定により受給資格の認定を受けている者

イ 65歳に達する日の前日において前3号に該当し、支給を制限されている者であって、65歳に達した日以後において前3号に該当しなくなったもの

ウ 65歳に達する日以後に市外から転入した者であって、65歳に達する日の前日において前条第1号又は第2号に該当するもの

（手当額）

第4条 手当は、月額5,000円とする。

（認定）

第5条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について市長の認定を受けなければならない。

（支給及び支払）

第6条 手当の支給は、受給資格者が認定の請求を行った日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 手当は、毎年9月及び3月の2期にそれぞれの支払期月までの分を支払う。ただし、支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、支払期月でない月であっても支払うものとする。

（受給資格の喪失）

第7条 認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を失う。

- (1) 他の市町村へ転出したとき。
- (2) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 第3条第1号又は第2号の規定に該当することとなったとき。
- (4) 死亡したとき。

（支給の停止）

第8条 受給資格者の前年の所得に対する当該年度分の住民税が課されているときは、その年の8月分から翌年の7月分までの手当の全部又は一部を支給しない。

（不正利得の返還）

第9条 偽り、その他不正の手段により手当の支給を受けた者がいるときは、市長は、手当に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

- 2 この条例施行後昭和54年12月28日までの間に認定の請求をした受給資格者に対する手当の支給については、第5条第1項の規定にかかわらず、昭和54年10月分から支給する。
- 3 東松山市重度心身障害児童福祉手当条例（昭和45年東松山市条例第22号。以下「障害児童福祉手当条例」という。）は廃止する。
- 4 障害児童福祉手当条例の規定による手当の支給を受けていた者に対しては、この条例による手当をその者の保護する重度心身障害児童に対し支給するものとする。

附 則（昭和55年12月23日条例第24号）

この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月21日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月24日条例第5号）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行日において現に改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「旧法」という。）第17条に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であって、旧法第19条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているもののうち、手当の支給要件に該当している者が昭和61年4月30日までに第4条に定める認定の請求をし、受給資格の認定を受けた場合には、第5条の規定にかかわらず、同月から手当を支給する。

附 則（平成11年3月23日条例第13号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日条例第36号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月18日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次に掲げる者については、この条例による改正後の第3条第4号の規定にかかわらず、なお従前の例により在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）の支給を受けることができる。

(1) この条例の施行の際、現に手当を受給している者

(2) この条例の施行の際、現に65歳未満の者であって、この条例による改正前の東松山市在宅重度心身障害者手当支給条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号から第3号までの規定のいずれかに該当しているもの

(3) この条例の施行の際、現に旧条例第3条各号のいずれかに該当し、支給を制限されている65歳未満の者で、65歳に達した日以後において同号に該当しなくなったもの

(4) この条例の施行の際、現に旧条例第5条の規定により受給資格の認定を受けている者

(5) 65歳に達する日以後に市外から転入した者であって、この条例の施行の際、現に旧条例第2条第1号又は第2号に該当するもの（他の地方公共団体の長から同号に規定する障害の程度に相当する療育手帳の交付を受けている者を含む。）

(6) 65歳に達する日以後に市外から転入した者であって、この条例の施行の際、現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級に該当するもののうち65歳未満のもの

附 則（平成28年12月19日条例第32号）

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。